

令和7年6月定例会 一般質問

質問日 6月11日(水) 7番

質問者 中川 誠太議員



大阪維新の会の 中川 誠太 です。

それでは、通告に従い順次質問させていただきます。

I 宿泊税の有効活用

はじめに、宿泊税の使途を審査する体制についてお伺いします。

大阪府の宿泊税は、主に府外や海外からの訪問者を対象に課税されており、納税する宿泊者は、いわば大阪の魅力に対する「投資者」とも言える存在であります。

「宿泊税に係る制度の在り方等について（第一次答申）」大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議

3. 今後の観光振興施策（宿泊税充当事業）の方向性

令和6年8月30日

（前略）

観光DXやSDGsなど新しい視点による観光客・観光事業者の利便性・満足度向上をめざした取組を実施するとともに、「宿泊税が何に使われ、どのような効果があるのか」を可視化するため、受益者である観光客や府民に対し、宿泊税の活用実績をわかりやすく積極的にPRすることや認知度・満足度に係る経年調査を行うことが望ましい。

（中略）

宿泊税を活用する場合は、旅行者の受入環境整備、利便性の向上、あるいは集客促進に資するものであるかなど、観光に資するものであるかをしっかりと見極めたうえで、宿泊税の充当について判断すべきであることを改めて申し添えておく。

（後略）

4. 宿泊税制度の在り方

（前略）

最後に、観光産業はパンデミックや自然災害、紛争などの外的要因を受けやすいという特徴がある。そのため宿泊税収が激減するような事象が生じた際にも、安定的に継続して宿泊税を活用すべき事業を実施できるような仕組みが必要である。

（後略）

1頁

しかしながら、現状ではこの税収が、本当に観光振興や宿泊環境の向上に資する事業に使われているのか、誰がどう判断しているのかが非常に見えづらくなっています。各部局が財源確保のため「宿泊税でやりたいこと」をただ並べて、予算要求する構造では、使途の妥当性、効果の裏付け、そしてマーケティングに基づく戦略性が極めて不十分です。

だからこそ、この税の使い方には、行政・議会のほかに第三者的な審査体制が必要不可欠だと考えます。

宿泊税の使い方については、今後、観光業界、宿泊事業者、マーケティングの専門家、有識者等を交えた上で、

- ・ 妥当性及び戦略性の確認、
- ・ 事業提案の事前審査、

・成果の客観評価、

といった運用手続きをルール化すべきではないでしょうか。決して「使うな」と言っているのではありません。“宿泊税を、より有効的に活用するための審査体制”を導入すべきだ、ということをお願いさせて頂いています。

そこで、府民文化部長の見解をお聞かせください。

(松阪府民文化部長答弁)

○第三者による審査体制については、今般の制度改正による税収増に伴い、事業規模が増大する状況の中、宿泊税活用事業の妥当性や戦略性等を見極めるうえで重要と認識。

○これまで外部有識者により構成する「大阪府観光客受入環境整備の推進に関する調査検討会議」において、宿泊税制度のあり方検討と併せて、「受入環境整備」と「魅力づくり、プロモーション推進」という観光振興の柱に基づく事業の効果検証を実施してきた。

○今後、宿泊税を活用する際には、毎年度、調査検討会議に諮ったうえで精査するなど、より効果的な活用となるよう取り組んでまいります。

つぎに、宿泊税の柔軟な運用、適正な管理についてお伺いします。

宿泊税は年によって税収に変動がありますが、今年度の制度改正後の宿泊税収の見込みは約80億円と、現行の約25億円から、55億円も大幅に増加する見込みであります。

これまで以上に宿泊税を、より戦略的に、より弾力的に活用していく必要があるのではないのでしょうか。

数多くの観光資源を抱える大阪府において、宿泊税の活用にあたっては、

- ・中長期での事業実施、
- ・将来の観光戦略への投資
- ・急激な税収減少時の備え、
- ・透明性のある情報公開、

といった、先を見据えた柔軟な対応をしていく必要があると考えております。

また、現在、大阪府では宿泊税を、どの事業にいくら活用したのかは公表されていますが、宿泊税の残額等は公表されておらず、中長期的な事業計画が見通すことが出来ません。納税者である宿泊者からの確認も容易に出来ません。

私としては、この宿泊税の“見える化”を図り、「未来に活かす」財源として、適正に管理していく必要があると考えております。

そこで、将来を見据えた宿泊税の柔軟な運用、適正な管理について、府民文化部長に伺います。

(松阪府民文化部長答弁)

○観光振興を行うための目的税である宿泊税は、税収が減少した場合でも、その取組が安定的・継続的に実施できるよう、将来にわたって財源をしっかりと管理する必要がある。

○昨年度に開催した有識者会議におけるご意見も踏まえ、当該年度に事業化できなかつた残額等は後年度に突発的に生じる行政需要に対応するための財源とするなど弾力的に運用しているところ。

○また、宿泊税の活用状況は、府民や納税者にお示しする必要があると考えており、毎年度の宿泊税収や活用実績に加え、残額等を公表するなど、更なる透明性の確保に向け、速やかに着手してまいります。

宿泊税を導入した平成29年度は約8億円の税収でしたが、それから8年あまりで、10倍の税収見込みとなっています。

大阪に訪れるインバウンドの方から、“トイレが快適だった”、“多言語のサインが見やすかった”との声も聞いています。これまでの関係者の皆さんの尽力によるものだと思います。

今後も、大阪に来て良かったと感じてもらえるよう宿泊税の有効活用を、切にお願いしておきます。

2 障がい福祉サービス事業者等の運営指導

続いて、障がい福祉サービス事業者等への運営指導について伺います。

障がい福祉サービス事業者等に対する運営指導については、国の指針において、概ね3年に一度の頻度で実施することとされています。

ところが、大阪府における運営指導の実施率は、一時期コロナ禍により運営指導の実施が制限されたものの、コロナが開けた直近で約7%程度であり、単純計算で14年に1回ペースと、国の指針から大きく乖離している状況です。

私としては、サービスの質の向上を図るために、運営指導の実施率の改善は喫緊の課題であると考えます。そのため、例えば、障害者総合支援法に定める指定受託法人制度を活用し、運営指導の一部を民間へ委託し、府は不正行為等を行っていると思われる事業所への監査などに特化して指導を行うなど、指定受託法人と府が役割分担を行うことも、実施率の向上につながる一つの方策であると考えます。

そこで、府として運営指導の強化にどのように取り組んでいくのか、福祉部長の見解を伺います。

(吉田福祉部長)

○障がい福祉サービス事業所等に対する運営指導については、議員お示しのとおり約14年に1回ペースであったことから、昨年度効果的・実効的な指導を行うための方策について、検討を行ってきたところ。

○議員お示しの、指定受託法人制度の活用については、先進的に取り組んでいる自治体の状況確認を行うなど、速やかに検討を進めてまいります。

○運営指導の強化については、重要な課題と認識しており、今年度から、実地検査の際にモバイル端末使用による業務の効率化等を図るDX活用のためのシステム開発に取り組むこと等により、令和10年度までに、6年に1回ペースとなることを目指していく。

今お聞きした運営指導の強化は急務であると考えます。速やかに取り組んでいただくようお願いいたします。

さて、障がい福祉サービスにおいて、一部には、不正な行為を行う事業者も存在するため、その対策も重要であると考えています。

聞くとところによると、障がい福祉サービス事業の実施に必要な人員であるサービス管理責任者について、同一人物を複数の事業所に配置し、それぞれの指定権者に指定申請を行うといった、いわゆる名義貸しのようなことが行われているケースがあるとのことです。

障がい福祉サービス事業の指定権者を見ると、大阪府は条例による権限移譲が進んだことから全国の中でも多い 17 もあり、全国ベースでは、単純計算で都道府県、政令指定都市及び中核市でも合計 129 もあることから、やろうと思えば究極、これらの指定権者に対し重複して申請することが可能な状況にあります。

私としては、何とかそういう事案を防止するため、サービス管理責任者のデータ管理をして、照合をかけられないかと考えているところであります。さらに言うと、このサービス管理責任者については、国の要綱に基づいて所定の研修を修了する必要があるとあり、大阪府においては現在、府指定の 4 つの研修事業者が研修を実施しているとのこと。

個人情報情報は慎重に取り扱わなければならないと承知していますが、大阪府において、府内のサービス管理責任者については研修を修了したかどうかの情報を、府がデータベース等で一元管理して、それらの情報を府内の指定権者と共有できれば、不正防止にもつながるのではないかと考えておりますが、福祉部長の見解を伺います。

(吉田福祉部長)

○議員お示しのとおり、研修修了者のデータベース化を行い、府内の指定権者へ情報提供ができれば、各指定権者において、指定審査時等に研修修了かどうかの確認が行えることとなる。

○さらに、国において全国統一のデータベースや検索システムを構築することが、より実効性の高い対策につながると考えている。

○そのため、府独自の新たな取り組みとして、個人情報保護法等の課題をクリアした上で、研修の修了者情報のデータベース化を行ってまいらる。

今、福祉部長から、「国において全国統一のデータベースや検索システムを構築することが、より実効性の高い対策につながると考えている」との答弁がありました。私としても、これらの問題は、大阪府内だけにとどまるものではなく全国的な問題であり、是非とも国に積極的に協力を求めていただきたいと考えています。そこで、総務省での勤務経験がある渡邊副知事に改めて府としての見解を伺います。

(渡邊副知事)

○議員お示しの、障がい福祉サービス事業者等に対する運営指導の強化や、不正行為の防止については、重要なお指摘であると受け止めている。

○いずれの課題についても、国の協力が必要であることから、議員お示しの内容を踏まえ、国に問題提起を行うとともに、必要な措置について要望していく。

障がい福祉サービス事業者などに対する運営指導の強化や不正行為の防止は、サービスの質の確保には欠かせません。事業所の運営の透明性と適正化を促進して、不適切な運営に対しては是正を図る必要があります。どの地域の利用者であっても安心して質の高いサービスを受けられる環境を整えることは言うまでもありません。

ぜひ積極的に国に必要な措置を、強く働きかけて頂くようお願い申し上げます。

3 教職員間のハラスメント対応

次の質問に移ります。最近、職場でのハラスメントが社会問題として大きく報道で取り上げられることが見受けられる中、私のところにもハラスメントに関する話が入ることがありました。

とある学校では、昨年12月頃から、教員がパワハラ等の相談窓口に相談していたにもかかわらず、具体的な対応や相談者への適切な説明がされないまま新年度を迎えたと聞きました。その結果、事態は深刻化し、パワハラを受けた教員は休職せざるを得ない状況になってしまったようであり、教育庁が状況を適切に把握し、スピーディに対処していれば、このような事態は回避されていたものと考えられます。

学校から様々な相談が教育庁に届いていると思いますが、対応の中で配慮の欠ける発言や、相談や通報を妨げるような誤解のある発言、このような不適切な発言によって相談者に不利益が生じてはならないと考えます。対応が長期化することで、事態が深刻化し、パワハラを受けた教員が休職せざるを得ない状況も生じているのではないのでしょうか。

そこで、ハラスメント対応に関する教育長の考えをお聞かせください。

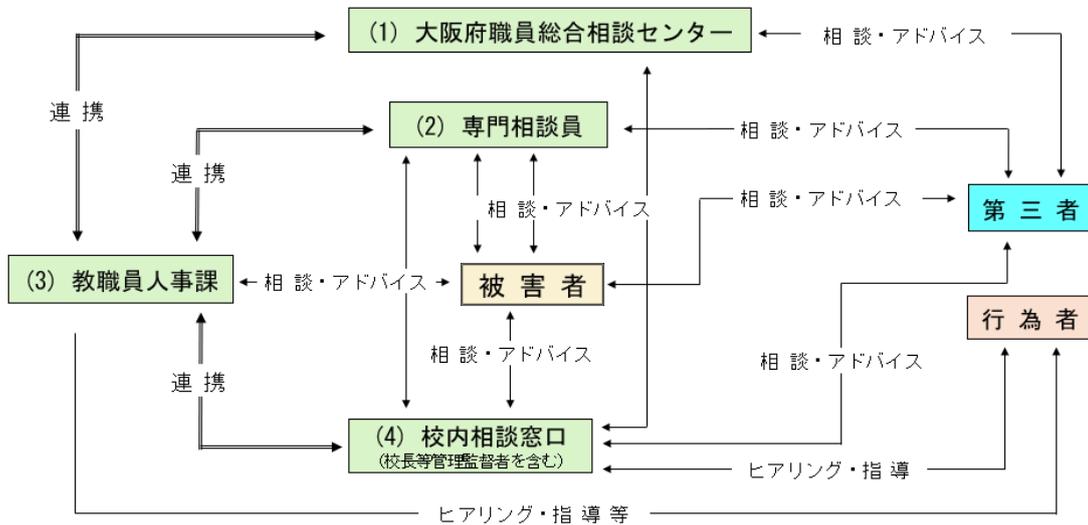
(水野教育長)

○府教育庁では、ハラスメントに係る関係法令を踏まえ、ハラスメントの概念、管理監督者の責務、相談体制等など必要な事項を定めた「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」に基づきハラスメント対応を行っております。

○一般的な話にはなりますが、教職員から相談があった場合は、プライバシーに十分配慮しながら、相談者の立場に立ち、必要な調査を行い、相談者への助言を含め、迅速かつ適切な対応により早期の解決に努めているところです。

○その際、相談等を行った教職員に対して不利益な取扱いがあってはならないと認識しております。

「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」における相談体制



出典元：教育庁作成「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」

いまご答弁いただきました通り「教職員間の職場におけるハラスメントの防止及び対応に関する指針」を策定しているとのことですが、この指針にある相談体制のフローをみると、外部委託しているという専門相談員は、被害者や第三者に対しては、相談・アドバイスにとどまっています。

解決までに時間がかかるような実情があるのであれば、改善すべきではないでしょうか。また、円滑にかつ適性に対応できていないケースもあるのではないのでしょうか。

相談者の立場に立って考えると、事案解決までの時期を明確に定めていただきたいと考えます。また、事案解決にあたった経験が多い外部機関や専門家等に調査や対応等を委託することで、早期解決が図れ、事態が深刻化することを防ぐこともできるのではないかと考えます。

そこで、今後、ハラスメントを含め様々な相談を受けた際の対応について、どのように取り組んでいくのか、教育長に伺います。

(水野教育長)

○事案調査中に当事者間で新たな問題が生起するなどにより、事案解決まで時間がかかるケースも生じており、課題として認識しています。

○府教育庁といたしましては、初期対応が重要との認識から、相談内容を把握してから、一か月以内に学校の対応状況等について確認を行い、適切な指導助言を行うなどハラスメント事案の早期解決に努めてまいります。

○また、事案の早期解決を図るためには、スピーディで的確な事実確認等調査が必要であることから、議員お示しの専門家等への委託について、検討を進めてまいりたいと考えています。

ハラスメント等の事案に解決までに時間がかかることで、ハラスメントを受けた教職員が休職するような事態や、教職員間で良好な関係性が築けず、学校運営にも支障をきたすような事態にも発展する可能性があります。

相談者や被害者に寄り添った対応を行うとともに、早期解決により、事態が深刻化することを少しでも防ぐことになります。

是非とも教職員が働きやすい職場環境づくりを進めていただきたくようお願い致します。

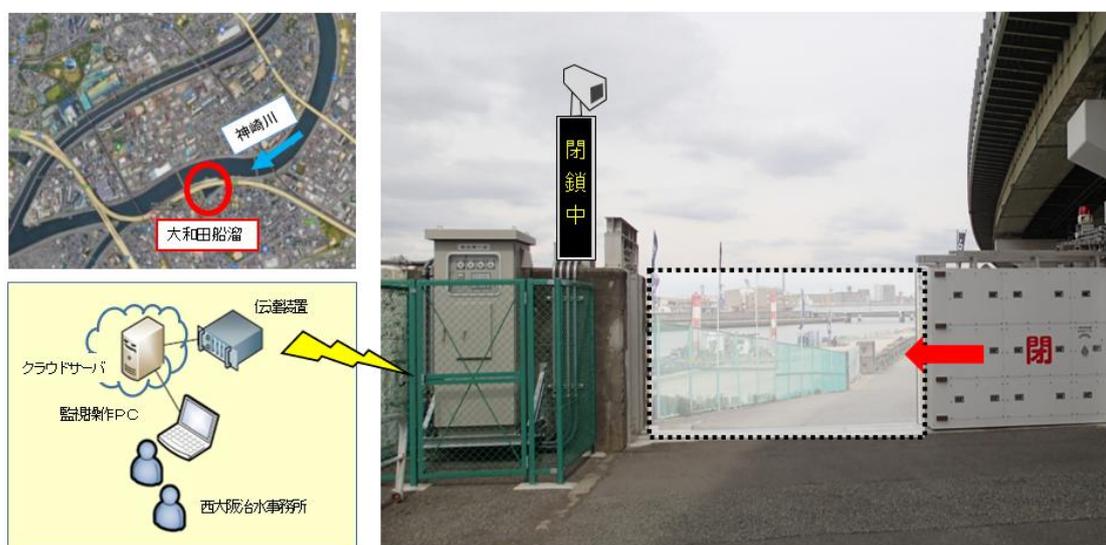
4 防潮鉄扉（大和田船溜）の遠隔操作化

最後に、大和田船溜の防潮鉄扉の遠隔操作化についてお尋ねします。

本年1月、政府の地震調査委員会において、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率が、「80%程度」に引き上げられるなど、南海トラフ巨大地震の切迫性がより高まっています。

津波による浸水被害から市街地を守るためには、防潮堤の開口部に設置されている防潮鉄扉を確実に閉鎖することが重要であります。大阪府では、確実な鉄扉の閉鎖及び操作時の省力化を図るため、鉄扉の更新に併せて、所管する市内河川の防潮鉄扉 39 基の電動化に取り組んでおり、今年度中にすべて完了する予定と聞いています。

大和田船溜鉄扉遠隔化イメージ



出典元：都市整備部作成資料

3 頁

しかしながら、大阪市内では地震発生から 1～2 時間で津波が到達すると予測されているため、より迅速な鉄扉閉鎖と閉鎖を担う水防団員の安全確保が必要であります。

そのため、私は鉄扉閉鎖の電動化だけでなく、閉鎖を担う水防団員が現地に行かずとも鉄扉を閉鎖できる防潮鉄扉の遠隔操作化について、これまでも議会で取りあげてきました。

昨年 6 月議会で、遠隔操作化への取組について質問したところ、都市整備部長から、西淀川区に位置する大和田船溜の出入口に設置されている防潮鉄扉を

モデルとして選定し、令和6年5月より、水防事務組合や大阪市などの関係者と設置した勉強会において、遠隔操作化に向けた具体的な議論を開始したとの答弁をいただきました。

そこで、大和田船溜における防潮鉄扉の遠隔操作化に向けた現在の取組状況について、都市整備部長に伺います。

(美馬都市整備部長答弁)

○大和田船溜の防潮鉄扉の遠隔操作化については、議員お示しの勉強会で議論を重ね、本年1月、安全に遠隔操作を行うために必要な現地での施設の設置や閉鎖手順等、具体的な整備方針をとりまとめた。

○また、この整備方針の検討と並行して詳細設計を進め、現在、遠隔で鉄扉を制御するシステムや、現地状況を把握するカメラ等の設備工事の発注準備に取り組んでいる。今後、遠隔操作化を前提とした閉鎖訓練を関係機関と行い、安全かつ確実な鉄扉閉鎖を検証した上で、令和8年度中の遠隔操作化に向け取り組む。

わたしは、この問題を令和5年9月議会で取り上げ、これまでみなさんと会話を重ね、ようやく大和田船溜の防潮鉄扉の遠隔操作化が結実に向かいます。今後は関係機関と訓練を行い、確実な遠隔操作を担保していただくとともに、防災力向上のため、引き続きその他の防潮鉄扉の遠隔操作化にも取り組んでいただくことを要望して、私の一般質問を終わります。

ご清聴いただき誠にありがとうございました。

